

那須町森林整備計画

計画期間

自	令和 8 (2 0 2 6) 年 4 月 1 日
至	令和 1 8 (2 0 3 6) 年 3 月 3 1 日

令和 8 年 4 月 1 日樹立

栃 木 県

那 須 町

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	11
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	12
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	12
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	14
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	16
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	18
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	18
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	20
Ⅲ	森林の保護に関する事項	21
第1	鳥獣害の防止に関する事項	21
1	鳥獣害防止森林禁止区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	21
2	その他必要な事項	21
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	22
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	22
5	その他必要な事項	22
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	22
1	保健機能森林の区域	22
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	22
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	22
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	23
1	森林経営計画の作成に関する事項	23
2	生活環境の整備に関する事項	23
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	23
4	森林の総合利用の推進に関する事項	23
5	住民参加による森林の整備に関する事項	23
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	24
7	その他必要な事項	24
	制限林の区分別の施業方法	26
	別表1 森林の区域	27
	別表2 森林施業の方法	28
	別表3 基幹路網の整備計画	29

参考資料

那須町森林整備計画概要図

那須町森林整備計画・区域計画位置図

那須町森林整備計画区鳥獣害防止森林区域

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は栃木県の北部に位置し、茶臼岳を主峰とする那須連山から山麓に広がる地域は日光国立公園区域に指定されている。また、福島県棚倉町及び白河市と接する東部は八溝県立自然公園に指定されているほか、八溝山系を中心とした優良な森林地帯になっている。西部は那珂川をはさんで那須塩原市と接し、北部は福島県白河市及び西郷村に接している。

本町の総面積は 37,234ha であり、うち森林面積は 23,633ha で総面積の63%を占めている。私有林面積は 18,304ha で、そのうちスギを主体とした人工林面積は 8,121ha であり、人工林率は 44%で県平均を下回る。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山林から、木材等の生産活動が期待される人工林地帯、さらに大径木の広葉樹が生育する天然生林まで幅広い林分構成になっている。そのため、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから、以下のような課題がある。

東部の芦野・伊王野地区は人工林率も高く本町の林業の中心となっている。また、スギ・ヒノキの人工林が成熟度を高めつつあり、伐期を迎えている林分が多いことから、計画的な森林整備を図ることが重要である。

北西部の那須高原地区は天然生の広葉樹林が広がり自然景観に優れているため、地域住民だけでなく、訪れる多くの観光客にも親しまれており、森林とのふれあいの場としての活用が期待されていることから、地域森林の自然景観や生活環境の保全に留意した森林整備を行う必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、水源の涵養、国土の保全及び快適な生活環境の保全等の公益的な機能や木材生産等多面的な機能を有している。上位計画である栃木県策定的那珂川地域森林計画で定める森林の整備及び保全に関する基本的な事項を基に、この多面的な機能を「5つの重視すべき機能」に区分し、森林の有する多面的な機能を総合的かつ高度に発揮できるよう、それぞれの区分に応じた望ましい森林の姿に誘導することとする。

【5つの重視すべき機能】

「5つの重視すべき機能」の区分	
機能	機能の説明
水源涵養機能	・水資源を保持し、濁水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	・自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能
快適環境形成機能	・生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	・保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全、形成する機能

機 能	機能の説明
木材等生産機能	・木材等森林で生産される資源を培養する機能

森林の有する機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿については、次のとおりである。

【森林の有する機能と望ましい森林の姿】

機 能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	・下層植生や樹根が発達し、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	・下層植生が広く表土を覆うとともに、樹根が発達し、土壌を保持する能力に優れた森林 ・必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力に優れ、汚染物質の吸着能力が高いなど、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	・自然に接する場として適切に管理されている森林や優れた自然景観を有する森林
文化機能	・必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	・原生的な自然環境を構成し、貴重な動植物の生息、生育に適した森林
木材等生産機能	・木材として利用する上で良好な形質の林木からなり、二酸化炭素の固定能力が高い森林 ・林道等の生産基盤が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

① 森林整備の基本的な考え方

森林の整備に当たっては、水源涵養、山地災害防止、土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性の保全、木材等生産の各機能に加え、地球温暖化防止森林吸収源としての機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林の維持造成を推進することとする。また、近年の社会的情勢を踏まえ、花粉発生源対策を促進する。

【森林の有する機能と森林の整備方針】

機 能	森林の整備方針
水源涵養機能	・洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。 ・皆伐をする際には小面積で実施するなど、裸地となる面積が少なくなるよう配慮する。 ・自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

機 能	森林の整備方針
水源涵養機能	<ul style="list-style-type: none"> ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 自然条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等では、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置する。
快適環境形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とする。 樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
保健・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 保健等のための保安林の指定やその適切な保全を推進する。 地域に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。
文化機能	<ul style="list-style-type: none"> 美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。 風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	<ul style="list-style-type: none"> 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。

② 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

間伐等の手入れを要する森林が増加し、施業の遅れによる森林の多面的機能の低下が懸念されることから、間伐等の着実な実施が重要課題となっている。そのため森林施業の主な担い手である森林組合が中心となり、森林経営計画等に基づいた計画的な森林施業を促進することとする。

また、県、森林組合、林業振興会、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署など関係団体との連携を図りながら技術指導や普及啓発に努めるとともに、国・県の補助事業や地方財政措置を含む町単独事業の積極的活用を図り、適切な森林施業の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林経営計画や施業実施協定に基づいた計画的な森林施業や、経営の基盤となる路網の整備施業の中核となる森林組合の体制強化が重要であることから、県、森林組合、森林所有者等との連携を図り、森林施業の集約化、国・県の補助事業を活用した林道や作業道の整備、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備を推進するとともに、森林クラウドシステムの活用など最新のデジタル技術を活用したスマート林業の導入を積極的に進め、さらに、これからの林業を担う人材の確保・育成を図っていくこととする。

また、森林資源の循環利用を図るためには、搬出間伐に加え皆伐施業を促進することにより素材の安定供給を実現するとともに、伐採跡地が再生林等により適切に更新が図られていくことが重要である。そのため、伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（平成30年7月23日林木産第55号林業木材産業課長通知）に基づき、伐採・再生林の適切な実施に努めることとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する多面的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成等を勘案し、下表に示す年齢を標準とする。

標準伐期齢

単位：年

地域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	天然生 針葉樹	天然生広葉 樹用材林	萌芽による 広葉樹
全域	35	40	30	30	100	100	15

- (注) 1 「萌芽による広葉樹」には、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものを含む。
- 2 「サワラ」については「スギ」に、クヌギについては「萌芽による広葉樹」に準ずる。
- 3 制限林の「萌芽による広葉樹」については20年とする。
- 4 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。

5 成長の早いエリートツリーや早生樹においては、上記標準伐期齢によらず、適切な時期に伐採するものとする。

なお、伐期については、伐期の間隔を延長するとともに皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとし、標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限とする。

〈長伐期施業を実施する場合の伐採齢〉

$$\text{長伐期施業の伐採齢} \geq (\text{標準伐期齢} \times 2) \times 0.8$$

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

また、伐採を行う際には森林経営計画および伐採届出等の区域を超えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

なお、主伐に際しては以下の方法に加え、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた方法とする。

また、伐採の実施に当たっては、森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。

【立木の伐採(主伐)の標準的な方法の区分】

区分	内容
皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位としておおむね均等な割合で行うもの

(1) 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区画の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区画のモザイク的配置に配慮し、伐採規模の面積に応じて、少なくとも概ね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、保護樹帯の設定や伐採区域の形状に配慮することとする。

(2) 択伐

択伐については、人為と天然力の適切な組み合わせにより、確実に複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林を対象に、以下の事項について留意すること。

伐採率は、植栽等がされる下層木の良好な生育環境の確保及び林床の目的外植生の育成を制する観点から適正な林内照度を確保するため、材積率で30%以下とする。但し、伐採後の造林が人工植栽による場合は40%以下とすることができる。また、法令等による制限がある場合は、その範囲内で実施する。

新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員や町農林振興課と協議の上、適切な間伐率等で実施する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下の①～③に留意すること。

① 主伐の林齢

多様な木材需要に安定的に対応できるよう、下表に示すような生産目標の仕立方法、期待径級、目安林齢を勘案し、さらに地位を加味した上で、生産目標(利用用途)に応じた林齢で伐採するものとする。したがって、この期待径級・目安林齢の上下による伐採を制限するものではない。

単位 径級：cm 林齢：年生

主要樹種	生産目標	仕立方法	期待径級	目安林齢
スギ	役物：柱材	密仕立	24	50
	一般材	中仕立	26	50
	一般材	中仕立	32	60
	造作材	密仕立	36	80
ヒノキ	役物：柱材	密仕立	24	60
	一般材	中仕立	26	65
	一般材	中仕立	30	75
	造作材	密仕立	30	80

② 天然更新

伐採後に天然更新を行う森林は、天然下種更新及び萌芽更新が確実な林分とする。なお、更新を確保するため、種子の結実状況、天然稚樹の育成状況、伐採区域の形状、母樹の保存、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

3 その他必要な事項

(1) 主伐期を迎える芦野、伊王野地区等の人工林について、計画的かつ効率的な伐採を推進することとする。

集材にあたっては、林地の保全等を図るため、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた方法とする。

また、長年放置された荒廃竹林が周辺の森林へ侵入することにより森林の多面的な機能の低下が懸念されているため、適正な伐採により周辺森林への拡大防止に努めることとする。

(2) 花粉発生源対策の加速化のため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・少花粉スギ等への植替えを促進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林をすべき樹種は、適地適木を旨として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツを主体として、広葉樹ではコナラ、クヌギ類をはじめとする郷土樹種を主体とする。さらに、将来の用途拡大を見据え、早生樹等の新たな樹種の導入も視野に入れる。

苗木の選定については、生産性の向上、造林コストの低減のため、成長に優れたエリートツリー等の苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の使用を進める。

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・カラマツ・アカマツ	クヌギ・ケヤキ・コナラ・ブナ・ヤマザクラ・ミズナラ・カエデ類	

(注) 新たな造林方法の導入や、風致の維持、特定の動物の採餌などのため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町農林振興課とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

森林の確実な更新を図ることを旨として、主要樹種の植栽本数については、下表の植栽本数を目安として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、仕立方法別に定めるものとする。

人工林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立て方法	標準的な植栽本数 本/ha	備 考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	

- ① 複層林化や混交林化を図る場合の上層木の伐採後の樹間・樹下植栽については、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上表の「疎仕立て（2,000本/ha）」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。
- ② 森林の空間利用や特定の動物の生息環境の維持等に配慮した植栽をする場合は、林業普及指導員や町農林振興課とも相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。
- ③ 標準的な植栽本数以外の本数を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町農林振興課等と協議の上、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。
- ④ エリートツリーや大苗を標準的な植栽本数以外で植栽しようとする場合や、早生樹を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や町農林振興課と相談のうえ、公益的機能の保全を図りつつ、当該区域に適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

① 地ごしらえ

伐採木及び枝条等が植栽の支障にならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋地ごしらえ等の方法も検討するものとする。

② 植付け

気象その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案し、植付け方法を定めるとともに、適期に植付けるものとする。

また、育苗期間を短縮でき、植え付けコストの低い「コンテナ苗」の導入に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止し、森林の有する多面的機能を発揮させるため、低コスト造林に資する伐採と植栽を同時に行う一貫型施業を進める。なお一貫型施業以外の場合の期間については以下のとおり定める。

区分	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林
皆伐	2年以内
択伐	5年以内

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）	備考
天然更新の対象樹種	アカマツ	クヌギ・コナラ・ミズナラ・ヤマザクラ・ケヤキ	
萌芽による更新が可能な樹種	—	クヌギ・コナラ・ミズナラ・ヤマザクラ・ケヤキ	

(2) 天然更新の標準的な方法

那珂川地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の期待成立本数を次のとおりとする。また、天然更新を行う際には、天然更新の樹種がその期待成立本数に10分の3を乗じて得た以上の本数が成立すると見込まれる状態となることにより更新完了とする。

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	天然更新すべき立木本数
アカマツ・クヌギ・コナラ・ミズナラ・ヤマザクラ・ケヤキ	10,000本/ha	3,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈払い、成長の促進を図るものとする。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2~4本残すものとし、それ以外のものをかきとる。

ウ その他天然更新の方法

那珂川地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新することとする。

天然更新完了の判断基準については、伐採後概ね5年を目安として更新調査を行い、草丈（概ね50cm）以上となった更新木の幼稚樹が林地の全域にわたり存在する状態（3,000本/ha）を更新完了とする。

（3）伐採跡地の天然更新をすべき期間

那珂川地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

当区域については、原則人工針葉樹林の区域とするが、必要に応じて以下の森林を含めることとする。

- 種子を供給する母樹が存在しない森林
- 天然稚樹の育成が期待できない森林
- 林床や地表の状況、病虫獣などの被害状況から天然更新が期待できない森林
- 面積の大きな針葉樹林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、及び土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林
- 現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林

森林資源の積極的な造林を図り、林地の荒廃を防止し森林の有する多面的機能を発揮させるため、植栽は適地適木を旨として、伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して、人工造林は2年以上、天然更新は5年以上が経過して、かつ更新が完了していない森林については、造林未済地として適切に措置を行うものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令基準については、次のとおりとする。

（1）造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の（1）による。

イ 天然更新の場合

2の（1）による。

（2）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、育成し得る最大の立木の本数として想定される本数を10,000本/haとし、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等を活用し、造林の実施を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うこととする。

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案した上で、生産目標及び仕立・本数に応じた間伐の方法、回数、実施時期、間隔、間伐率、その他必要な事項を定めるものとする。したがって、次表（目安）以外による間伐を制限するものではない。

(1) 間伐木の選定方法については、保育間伐では形質不良木の除去を目的として行う。

収入間伐では形質の良い木についても選定の対象とする。

(2) 間伐率は、概ね20～35%とする。(保育間伐では低率、収入間伐では高率)

(3) 間伐により適度な下層植生を有する林分構造が維持され、樹木の根の発達が促されるように努める。

(4) 間伐材の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の集約化に努め、作業コストの低減を図るものとする。

(5) 施業の省力化・効率化の観点から列状間伐の導入を検討する。

(6) 新たな施業方法の導入など標準的な伐採方法によらない場合は、林業普及指導員や町農林振興課と協議の上、適切な間伐率等により実施するものとする。

生産目標に応じた標準的な間伐の実施時期と回数

樹種	生産目標	仕立・本数	間伐時期（目安年）							主伐 (目安)
			初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	
スギ	役物：柱材	密・4,000	16	22	28	35	43			50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41				50
	一般材	中・3,000	18	25	33	41	50			60
	造作材	密・4,000	16	22	28	35	43	54	66	80
	一般材	疎・2,000	25	33	41					50
ヒノキ	役物：柱材	密・4,000	18	24	30	40	50			60
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55			65
	一般材	中・3,000	20	27	35	45	55	65		75
	造作材	密・4,000	18	24	30	42	54	67		80

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	標準的な方法
下刈り	植栽木が下草より抜け出るように行う。実施時期は6月～8月頃を目安とする。
つる切	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は9月～11月頃を目安とする。
除伐	造林木の成長を阻害する、または阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は9月～2月頃を目安とする。

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、原則として下刈り、つる切、除伐及び枝打ちを実施することとし、以下に示す時期を目安として適切な作業方法により実施する。

下刈り：1～7年生程度(必要に応じ変更)

つる切：10年生前後(回数は適宜)

除伐：下刈り終了後、植栽木以外の樹木が成長し、植栽木の成長を阻害する状況になった場合(回数は適宜)

枝打ち：無節の高品質材を生産する場合等に必要に応じて実施

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育の基準

① 間伐

風害・雪害の気象害が留意される場合は、間伐の繰り返し期間を5年程度を目安にして、10～20%の間伐率で間伐を実施する。

長伐期施業の場合は、間伐木の利用価値及び収益性の向上が図られるよう実施区域の団地化に努め作業コストの低減を図るものとする。

② つる切り

つる類の繁茂の著しい沢沿いの箇所については、必要に応じ2～3年に1回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水

源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定める区域とする。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法は、水源涵養機能の維持増進を図るために適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。伐期については、伐期の間隔を延長するとともに皆伐を実施する場合は伐採面積の規模を縮小することとし、標準伐期齢に10年を加えた林齢を伐期齢の下限とする。また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。森林の区域については、別表2に定めるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林を別表1に定める区域とする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

防風保安林、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な

森林の構成の維持を図るための施業を推進する。アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図るための施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林については、複層林施業を実施することを基本とし、特に公益的機能の発揮が求められる森林については、択伐による複層林施業を実施することとする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、公益的機能の確保が図れる場合は、長伐期施業を行うことも可能とする。

長伐期施業において皆伐を実施する場合は、伐採に伴って発生する裸地の縮小化・分散化を図ることとする。伐期については、 $(標準伐期齡 \times 2) \times 0.8$ を伐期齡の下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効果的な施業が可能な森林、木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定めるものとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」とする。特に効率的な施業が可能な森林の区域は、人工林を中心とした林分であることなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意する。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、適切な造林、保育や間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新、コウヨウザンやコナラ等の萌芽更新が可能な樹種は除く）。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本区域における森林の所有規模は、10ha以下の林家数の割合が90%以上を占め小規模であり、従来から森林組合を中心とした長期受委託により森林整備が推進されてきた地域である。

今後の森林経営規模の拡大についても、森林組合を中心に進められてきた長期受委託契約の枠組みを基盤とした森林経営計画作成により、更なる施業の集約化を促進する。

そのため、県や林業経営体と森林情報の共有を図るとともに、森林の土地の所有者届出制度等の運用による森林所有者情報の精度向上、また、栃木県が整備を進めている航空レーザ計測に

よる森林資源情報の共有を促進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーなど森林整備計画や森林施業関連に精通した有資格者による普及啓発活動を通じて森林所有者等に対する施業の長期受委託の働きかけを積極的に行い、施業の集約化を推進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

第6の2に準じて適切に森林の施業又は経営の受託等を実施する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下同じ）を森林所有者自らが実行できない場合には、町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を図る。

また、森林経営管理制度の実施に当たっては、新たに森林整備に係る業務を町が担うこととなるため、当森林整備計画の運用に当たっては国・県・林業普及指導員等の助言を得ることとする。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

「森林の共同化」とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等の間で施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体的として効率的に行うことをいう。

本町の林家のうち、67%が所有面積10ha以下の小規模所有者である。また私有林の不在町所有者が43%を占めることなどから、計画的、合理的な森林施業が行われにくくなっている。

したがって、森林施業の共同化の促進については、町、森林組合、林業関係者等による普及啓発活動を通して、森林所有者等に対する生産意欲の喚起と、施業の集約化や受委託の働きかけを積極的に行なうこととする。特に、森林整備の主な担い手である森林組合等との施業実施協定の締結を促進し、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化など事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模森林所有者の多い本町では、町、森林組合、森林所有者等が地域ぐるみで共同化の体制を整備する必要がある。そのため、森林所有者に地区集會等への参加を呼びかけ、森林施業に関する啓発や森林施業計画策定の働きかけを行うとともに、施業実施協定への参画を促進すること

とする。不在町森林所有者に対しては、森林管理の重要性について啓発を行い、営林の指導や森林施業の受委託の働きかけを行う。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初に年次別の詳細な実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は森林組合等への共同委託により実施することとする。
- ② 作業路網その他の施設の維持運営は、共同作成者の共同により実施することとする。
- ③ 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。
- ④ 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

本町の森林は緩傾斜地から中傾斜地が多く、主に車両系集材が中心となっている。穏やかな地形的条件を活かし、森林作業道を網目状に配置し、民有林における路網密度は54.2m/haとなっている。

路網整備は、低コスト林業経営を展開し、適正かつ計画的な森林施業及び森林管理の確保等に不可欠であることから、地域林業の中核となる林道のほか、10tトラックの通行も可能な林業専用道、高性能林業機械や急傾斜地における架線系作業システムに対応した森林作業道を効率よく組み合わせた整備を行う。

なお、本計画区域における路網密度の水準については次のとおりとする。

ただし、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所には適用する。また、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

【路網整備の水準】

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	110m以上	35m以上
中傾斜地 (15° ~ 35°)	車両系 作業システム	85m以上	25m以上

急傾斜地 (35° ~)	車両系 作業システム	60<50>m以上	20m以上
	架線系 作業システム	5m以上	5m以上

(注)個々の施業地における路網密度の目安

(注)「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

(注)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

(注)基幹路網とは、「林道」と「林業専用道」の総称

(注)那珂川地域森林計画 P.31~32 参照

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、路網の効率的かつ合理的な配置と併せて、複数の森林所有者の森林を取りまとめ、施業を一括して実施するための集約化を進めることにより、効率的な森林施業を推進する。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考
大字沼野井	10	田中大林線	700		
大字豊原乙	70	水原七曲線	1,000		
大字横岡	90	太田沢線	1,000		
大字富岡	40	石住線	1,200		
大字芦野	63	唐木田線	600		
大字大和須	234	入会山線	1,000		
大字大和須	17	入会山梓(1)線	1,000		
大字東岩崎	47	東岩崎線	450		
大字寄居	50	東山線	1,000		
大字寄居	107	高瀬沢口線	2,500		
大字寄居	88	沢口豆沢Ⅱ線	2,500		
大字蓑沢	52	荒金沢高瀬線	2,000		
大字梓	30	梓黒田沢線	1,000		
合計	898	13 路線	15,950		

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等の林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林道専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、栃木県が定める林業専用道作設指針（平成22年10月18日付け環森政第229号環境森林部長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

那珂川地域森林計画に基づき、基幹路網の整備計画を別表3のとおりとする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な維持管理を実施する。

（2）細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整第656号林野庁長官通知）を基本として、栃木県が定める森林作業道作設指針（平成23年6月17日付け環森政第139号環境森林政策課長通知）に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

（1）林業に従事する者の養成及び確保の方向

後継者・労働力不足などにより、今後は森林所有者に代わる森林管理の担い手として森林組合の果たす役割が一層大きくなることが考えられる。栃木県においては、新規林業就業者の確保・育成について、栃木県林業人材確保・育成方針（令和3年1月策定）に基づき、栃木県林業大学校を中核とし、幅広い知識・技能を習得した多様な人材の育成に努めるほか、栃木県林業労働力確保支援センター等と連携し、就業相談会の開催、就業体験等の実施による林業従事者のキャリア形成の支援を図るものとされている。そのため、本町においては、林業従事者を

確保し、高性能林業機械の導入により作業の合理化及び効率化に努めると同時に、林業従事者に対する技術研修の受講や免許・資格の取得を推進する。また、地域森林の計画・提案ができる森林施業プランナーの育成を図るとともに事業体の経営基盤や業務執行体制の強化を推進することとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の養成方策

① 林業労働者の育成

近年の農家林家の減少により、林業従事者の確保が困難となっている。このため、森林組合等の林業経営体を中心に進めることとし、従事者の養成等を総合的に促進するとともにその支援体制を整備し、意欲的な若い担い手の育成に努める。

② 林業後継者等の育成

本町の森林は、生活に密着した里山林、木材生産等が行われる人工林、さらに大径木の広葉樹が生育する天然生林まで幅広い林分構成になっており、森林の保全や資源の活用に対する地域住民の関心は高い。しかし、これらの人々が積極的に林業に取り組む姿勢にまでは至っておらず、依然として林業後継者は不足している。

このため、町では、地域の林業振興を目的として活動している那須町林業振興会への助成等育成対策に努めるとともに、県や北那須地区林業振興協会との連携を図り、情報の提供や研究会・講習会等の開催により林業技術等の普及啓発を促進することにより後継者の育成に努めることとする。また、各種林業補助施策の導入について検討することとする。

(3) 林業経営体の体質強化方策

森林施業の主な担い手となる森林組合の体質を強化するため、森林経営計画制度や施業実施協定制度に基づいた計画的な森林施業を推進するとともに、経営の基盤となる作業路等の路網整備や、事業量の拡大を推進する。

また、従事者の免許・資格取得などによる林業技術の向上を図り、受注体制を整備するとともに、雇用管理の改善を推進し基盤強化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

木材価格の長期低迷による収益性の低迷や、皆伐施業の増加による労働力不足が懸念されており、生産性を向上し、生産コストの低減を図るために林業機械の導入促進を図る必要がある。

このため、作業路等の路網整備の促進や施業の団地化を進め、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した林業機械の導入を図るとともに、技術研修の受講や免許・資格の取得を推進し、オペレーターの養成を行うこととする。なお、栃木県においては、スマート林業の取組として、自動化技術等を活用した未来技術と高性能林業機械など現在の技術を組み合わせ、生産性を最大化する作業システムの構築を進めており、これらについても導入促進を図る。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	緩傾斜 急傾斜	チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ
造材		チェーンソー、プロセッサ	プロセッサ、ハーベスタ
集材・搬出		グラップル、フォワーダ	グラップル、フォワーダ、 タワーヤード、フェリングヘッド 付きフォーク収納型グラップル バケット

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 林産物の利用促進

林産物の利用促進については、主伐及び搬出間伐を推進し、素材の流通・加工体制の整備と八溝材のブランド化に努めるとともに、地域の木材を主体とする木造住宅の建設を促進することとする。このため、平成23年に策定した「とちぎ木材利用促進方針（令和5（2023）年改正）」に基づき、公共建築物のほか、民間建築物を含めた「建築物全般」における木造・木質化を推進するとともに、「栃木県産木材利用促進条例（とちぎ木づかい条例）」により、地域材の利用促進に努めるものとする。

各地区で生産される農林産物は直売所等で好評を得ており、これらの活動を通して林産物のさらなる利用促進を図ることとする。

(2) 木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを促進する。

(3) 特用林産物の原木林の整備

本町の広葉樹林は、しいたけ等特用林産物の原木産地として活用・保全されてきたことから、放射性物質検査及び伐採更新等により、原発事故被害からの再生を図り、資源の循環利用が可能な森林整備を推進する。

(4) 山村地域の振興

山村地域においては、そこに居住する森林所有者等が森林・林業を支えてきており、このことにより、下流域の都市住民等は森林の有する多面的機能の恩恵を少なからず享受するなど、森林は山村と都市を繋ぐ共有の財産であると言える。しかしながら、山村地域は、人口の減少・高齢化の進行や林業採算性の低下により集落機能が低下し、地域における資源管理や国土保全活動が困難になりつつある。

一方、森林の持つ地球温暖化防止機能や生物多様性保全機能に対する社会的要請が高まっていることから、多面的機能を持続的かつ高度に発揮できる豊かな森林を造成することが重要であり、森林・林業に関わる人々が山村に定住して、林業等に従事できるよう山村の活性化を図る必要がある。

このため、森林施業の利便性・安全性の向上や集落間の連絡等のための林道整備など、住みよい山村の環境づくりを推進する。

また、近年、都市住民の山村に対する関心の高まりを受け、その地域特有の資源を活用した収穫・加工体験を通じた山村と都市との交流を進めるとともに、きのこ等の特用林産物をはじめとする地域資源を活用したビジネスの創出等を通じて、多様な就業機会の確保を図るなど、山村地域の振興を促進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林禁止区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

野生鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又は被害森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがある森林について、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保するため、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、シカ及びクマの対象鳥獣別に、当該対象鳥獣による森林被害状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を最小単位とする「鳥獣害防止森林区域」を下記のとおり設定し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図る。

鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣	旧町村	林班
クマ	那須	18～21、86、90～95

(注) 1 林班とは、自然地形（谷、尾根、河川）を利用して区分した森林区画の単位

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止方法については、野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣被害を防止するため、獣害防止ネット等の設置など、鳥獣害防止施設等の整備等を行うこととする。その際、関係行政機関と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策と農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

2 その他必要な事項

シカを目撃情報等もあるため、シカの生息状況についても今後注視していき、必要に応じて鳥獣害防止森林区域の設定も検討していくこととする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の被害対策については、松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に那須街道周辺の松林は、風致景観機能等の重要な役割を果たしている。松くい虫による被害を防止するため、那須街道の松林周辺の松の木に対し、薬剤の地上散布、伐倒駆除、樹幹注入の予防対策を適切に組み合わせた防除を実施するとともに、国等関係機関と連携を図る。

(2) その他

ナラ枯れ被害については、全国で急激な広がりを見せている。本町においては、令和6年度に発生が確認されている。関係機関との情報共有を密にし、監視体制の強化を図るとともに、被害発生時の防除実施体制（伐倒駆除、被害区域の拡大防止等）を構築する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外における被害対策については、林業経営体などから適宜情報を収集し、被害が確認された場合は速やかに適切な対策を講じることとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の発生原因はほとんどが人為的なものであるため、森林所有者や登山者等に対し、たばこやたき火等の取扱いについて指導する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、「那須町火入れに関する条例（昭和61年3月20日条例第8号）」により指導する。

5 その他必要な事項

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健機能の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に作成することとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域は、路網の整備状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域とする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
那須地区	1~24、26~53、55~61、63~113	10,755.80ha
芦野地区	1~49	3,107.97ha
伊王野地区	1~60	4,254.51ha

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

間伐等の適切な森林整備や高性能林業機械を使用した施業の効率化、農林産物の直売・加工体験施設の活性化を図る上で、地域住民の定住や都市との交流促進を図ることが重要であることから、地区間を連絡する基幹道の整備を検討するなど、これにより森林・林業の活性化による地域振興と生活環境の向上を促進することとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

那須町林業振興会の活動内容に、小中学生を対象とした森林教室や木工教室など森林・林業の普及啓発を目的としたプログラムを取り入れるほか、地域住民を対象に自然観察会や林業体験等の事業を実施し、住民参加による森林整備の機運醸成に努めることとする。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

町の西部を流れる那珂川は、本町をはじめ下流の県内3市2町及び茨城県の水源地として重要な役割を果たしている。町は、那珂川流域森林・林業活性化センターの構成員として、流域内の林業・木材関係者との連携を図り、消費者等に対する森林・林業・木材産業等に関する普及啓発活動への参加に努めることとする。

また、八溝地区の流域内関係機関と共に八溝材のブランド化を推進するため、地域の木材を主体とする木造住宅の建設促進を推進することとする。

(3) その他

近年、都市住民や都市からの転入者を中心に、森林づくりに直接参加しようとする機運が高まってきている。町ではこのような要請に応えるため、ボランティア団体等に森林作業実施場所を斡旋するなど、住民自らの手による森林の維持・保全活動を積極的に推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理制度に基づく事業については、Ⅱの第5の4に基づき国・県・林業普及指導員等の助言を得ながら順次実施していくこととする。

なお、那須町の森を育む基金（森林環境譲与税）を活用し、森林整備事業のほか公共施設における八溝材の木材利用の促進や森林環境学習・木工教室などの森林・木材普及啓発事業について実施していくこととする。

森林経営管理制度を活用していくに当たり、対象林は当面の間は人工針葉樹林及び人工広葉樹林とし、人工広葉樹林の森林整備においては原発事故により被害を受けたしいたけ原木林等の再生を図るものとする。

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

(2) 里山林等の保全・整備・利用の推進に関する事項

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」等を活用し、地域住民の生活に密接な関わりを持つ里山林等の、優れた自然景観や快適な生活環境の保全、創出に留意した整備を行うこととし、平地林についても積極的な保全、管理の推進を図ることとする。

また、町内には貴重な史跡等が多数存在し訪れる観光客も多いことから、こうした既存の観光資源と近隣の里山林等の整備を一体的に行うなど、多様な森林整備を推進することとする。

(3) 森林の土地の保全に関する事項

- ア 森林施業及び土地の形質変更に当たっては、保安林及び林地開発許可制度の厳正な運用に努めることとする。太陽光発電施設の設置に当たっては、小規模な林地開発での土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置等の開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

- イ 盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の制度の厳正な運用に努めることとする。

制限林の区分別の施業方法

制限林の区分	施業の方法
保安林	森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第33条第1項の告示に基づく指定施業要件、森林法施行令（昭和26年7月31日政令第276号）第4条に定める指定施業要件の基準並びに森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準に基づいて行う。
自然公園	「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月2日付け34林野指第6417号）に基づいて行う。
砂防指定	「栃木県砂防指定地の管理等に関する条例」（平成15年3月18日栃木県条例第5号）に基づいて行う。
鳥獣保護 特別保護地区	「鳥獣保護区域内の森林施業について」（昭和39年1月17日付け38林野計第1043号）に基づいて行う。
自然環境保全地域 特別保護地区	「自然環境の保全及び緑化に関する条例」（昭和49年3月30日栃木県条例第5号）第15条の定めるところによる。
文化財保護法による 史跡名勝天然記念物 に係る指定地域等	文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第125条の定めるところによる。
都市計画法による 風致地区	都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第58条及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）第3条に定めるところによる。

別表1 森林の区域

区分	森林の区域		面積 (ha)
	地区	林班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	那須	1～32、58～61、86、89～94、113	5,473.77
	芦野	1～49	3,107.97
	伊王野	1～60	4,254.51
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	那須	49～50、74、106、111	4.93
	芦野	8、22、31	4.09
	伊王野	1、4、14～15、18～21、28～29、31～32、36、42	104.98
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	那須	91	4.03
	芦野	該当なし	該当なし
	伊王野	該当なし	該当なし
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	那須	18～23、27、29～32、35～36、60	957.34
	芦野	該当なし	該当なし
	伊王野	該当なし	該当なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	那須	該当なし	該当なし
	芦野	1～49	3,107.97
	伊王野	1～60	4,254.51

(注)

- ア) 平成27年3月31日以前において、分収林特別措置法に基づく分収林契約を締結している森林については、上記公益的機能別森林の区域から除くものとする。
- イ) コナラ・クヌギ林については、上記公益的機能別施業森林の区域から除くものとする。

別表2 森林施業の方法

施業の方法		森林の区域		面積 (ha)
		地区	林班	
伐期の延長を推進すべき森林		那須	1~17、19、21、23~32、58~61、86、89~94、113	4,451.02
		芦野	1~49	3,103.46
		伊王野	1~60	4,149.53
長伐期施業を推進すべき森林		那須	1、3~4、9~11、17~23、27、29~32、35~36、49~50、60、74、89、91、106、111	1,028.06
		芦野	8、22、31	4.09
		伊王野	1、4、14~15、18~21、28~29、31~32、36、42	104.98
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐を除く）	那須	該当なし	該当なし
		芦野		
		伊王野		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	那須	該当なし	該当なし
		芦野		
		伊王野		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		那須	該当なし	該当なし
		芦野		
		伊王野		

別表3 基幹路網の整備計画

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5力 年の計画 箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	大字寄居	脇沢線	1,300	33			
			合計	1 路線	1,300	33	0m		

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	箇所数 (箇所)	前半5力 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	大字寄居	大沢出口線	300	6			
		林道	大字芦野	枝木線	200	4	○		
		林道	大字芦野	枝木線	300	4			
		林道	大字寄居	東山線	400	1	○		
		林道	大字大和須	黒田沢線	50	1	○		
		林道	大字大和須	黒田沢(1)線	150	5			
		林道	大字大和須	黒田沢(2)線	200	7			
		林道	大字伊王野	大藤線	200	2	○		
		林道	大字伊王野	大藤線	300	3			
		林道	大字梓	タツメ線	300	10	○		
		林道	大字大畑	小倉線	200	9	○		
		林道	大字梓	深所線	200	4	○		
		林道	大字梓	梓線	200	4			
		林道	大字梓	梓(1)線	150	6			
		林道	大字梓	梓(3)線	150	6			
		林道	大字大和須	入会山線	150	4	○		
		林道	大字大和須	入会山線	400	13			
		林道	大字大和須	入会山線(1)線	200	7			
		林道	大字大和須	入会山線(2)線	200	3	○		
		林道	大字伊王野	川中子線	300	6			
		林道	大字藁沢	荒金沢線	300	3	○		
		林道	大字藁沢	荒金沢線	300	3			
		林道	大字藁沢	荒金沢(1)線	200	4			
林道	大字藁沢	鈴ヶ沢線	200	4	○				
林道	大字大畑	小倉(1)線	300	7	○				

開設 ／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	箇所数 (箇所)	前半5力 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (改良)	自動車道	林道	大字梓	深所梓線	100	1	○		
		林道	大字藁沢	沓石高瀬線	1,000	2	○		
		林道	大字藁沢	沓石高瀬線	1,000	1			
		林道	大字高久乙	那須岳線	200	1			
		林道	大字芦野	芦野藁沢線	50	1	○		
		林道	大字高久乙	遅山線	100	2	○		
		林道	大字藁沢	小袖線	50	1	○		
		林道	大字梓	ワッパ線	50	1	○		
		林道	大字寄居	沢口豆沢線	200	2			
		林道	大字伊王野	米沢線	100	2			
		林道	合計	延べ34路線	8,700m	140箇所	4,050m		

開設 ／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (m) 及び箇所数	箇所数 (箇所)	前半5力 年の計画 箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大字寄居	沢口線	700				
		林道	大字寄居	大沢出口線	500				
		林道	大字芦野	枝木線	600				
		林道	大字芦野	湯舟線	300		○		
		林道	大字大和須	入会山線	1,000				
		林道	大字大畑	小倉線	200				
		林道	大字藁沢	荒金沢線	200		○		
		林道	大字藁沢	荒金沢線	800				
		林道	大字大畑	小倉(1)線	300				
		林道	大字伊王野	御幣石線	500		○		
		林道	大字沼野井	田中大林線	500		○		
		林道	大字横岡	太田沢線	700				
		林道	大字富岡	石住線	800				
		林道	大字芦野	唐木田線	400				
		林道	大字大和須	入会山梓(1)線	700				
		林道	大字東岩崎	東岩崎線	300				
		林道	大字藁沢	沓石高瀬線	1,400				
		林道	大字寄居	沢口豆沢線	2,500				

開設 ／ 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	箇所数 (箇所)	前半5 力年の 計画箇所	対図 番号	備考
拡張 (舗装)	自動車道	林道	大字寄居	東山線	700		○		
		林道	大字寄居	高瀬沢口線	1,800				
		林道	大字寄居	沢口豆沢Ⅱ線	1,700				
		林道	大字藁沢	荒金沢高瀬線	1,400				
		林道	大字梓	梓黒田沢線	700		○		
			合計	延べ24路線	19,400	2,900m			

参 考 资 料

(1)人口及び就業構造

①年齢層別人口動態

	年次	総数	0～14歳			15～29歳			30～44歳		
		計	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数(人)	平成17年	(99.8)	3,513	1,835	1,678	4,116	2,174	1,942	4,210	2,170	2,040
	令和元年	(94.4)	2,246	1,163	1,083	2,796	1,461	1,335	3,620	1,926	1,694
	令和6年	100.0	1,817	974	843	2,455	1,269	1,186	2,982	1,604	1,378
構成比(%)	平成17年	103.8	15	7.8	7.1	17.5	9.3	8.3	17.9	9.2	8.7
	令和元年	99.4	9.4	4.9	4.5	11.7	6.1	5.6	15.1	8.1	7.1
	令和6年	100.1	7.6	4.1	3.5	10.3	5.3	5	12.5	6.7	5.8

(注)1 数値は、国勢調査報告書及び那須町統計書(R01)による。

2 年次は、結果が公表されている国勢調査と那須町統計書(R01)の年次である。

3 総数の計の()内には各年次の比率である。

45～64歳			65歳以上		
計	男	女	計	男	女
7,630	3,955	3,675	5,932	2,458	3,474
8,142	4,210	3,932	6,684	2,822	3,862
6,376	3,276	3,100	10,282	4,800	5,482
30	15.6	14.5	23.4	9.7	13.7
34.7	17.9	16.7	28.5	12.0	16.4
26.7	13.7	13.0	43.0	20.1	22.9

② 産業別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	区分不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数(人)	平成22年	12,417	1,566	65	1	1,632	2,971	7,313	501
	平成27年	11,802	1,539	60	-	1,593	2,676	6,989	544
	令和2年	11,274	1,458	45	3	1,506	2,507	6,636	625
構成比(%)	平成22年	100.0	12.6	0.5	0.0	13.1	23.9	58.9	4.0
	平成27年	100.0	13.0	0.5	0.0	13.5	22.7	59.2	4.6
	令和2年	100.0	12.9	0.4	0.0	13.4	22.2	58.9	5.5

(注)1 数値は、国勢調査報告書による。

2 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次である。

(2)土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数(ha)	平成22	37,231	4,714	3,109	735	21	849	21,599	21,532	67	10,069
	平成27	37,234	4,333	2,856	571	17	890	21,572	21,505	67	10,439
	令和2	37,234	3,946	2,425	530	18	973	21,565	21,498	67	10,750
構成比(%)	平成22	100.0	12.7	8.4	2.0	0.1	2.3	58.0	57.8	0.2	27.0
	平成27	100.0	11.6	7.7	1.5	0.0	2.4	57.9	57.8	0.2	28.0
	令和2	100.0	10.6	6.5	1.4	0.0	2.6	57.9	57.7	0.2	28.9

(注)1 数値は、世界農林業センサス栃木県統計書(林業編)及び那須町統計書による。

2 年次は、農林業センサスの結果が公表されている最近3回の調査年次である。

3 「耕地面積」計が「田」・「畑」・「樹園地」の計に一致しないのは、畑のうち「牧草専用地」を「草地面積」として取り扱っているためである。

4 「草地面積」は、「牧草専用地」、「採草地」、「放牧地」の計である。

5 農林業センサスの「森林以外の草生地(野草地)」は「原野」として取り扱うこととする。

(3) 森林の転用用途別面積

年次	総数	農用地	ゴルフ場等レジャー施設用地	住宅、別荘、工場等建物敷地及びその付帯地	採石採土地	その他
令和6年	ha 5	ha 0	ha 0	ha 0	ha 0	ha 5

(注)1 数値は、那珂川地域森林計画による。

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			その他	人工林率 (B/A)
	面積A(ha)	比率(%)	計	人工林(B)	天然林		
総数	22,411	100.0	21,000	9,110	11,890	1,396	40.7
国有林	4,107	18.9	3,180	1,025	2,155	927	25.0
民有林	18,304	81.1	17,820	8,085	9,735	469	44.2
県営林	683	3.7	599	456	143	83	66.8
公有林	428	2.3	426	366	59	2	85.5
私有林	17,135	93.6	16,753	7,253	9,501	381	42.3
その他	45	0.2	43	10	32	2	23.5

(注)1 国有林については森林管理局の資料により、民有林については森林簿による。

2 官行造林地は「国有林欄」に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記入するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して算入する。学校林は市町村有林とする。

3 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

4 数量はすべて単位未満を四捨五入しているので、総数に一致しない場合がある。

② 在町者・不在町者別私有林面積

	年次	私有林合計	在町者所有面積	不在町者の森林所有面積			その他
				計	県内	県外	
実数(ha)	平成27年	16,986	10,566	6,274	1,590	4,684	147
	令和2年	17,135	9,724	7,275	1,932	5,343	135
	令和7年	17,315	9,758	7,410	1,913	5,496	148
構成比(%)	平成22年	100.0	62.2	36.9	(23.4)	(76.5)	0.9
	平成27年	100.0	56.7	42.5	(25.3)	(74.6)	0.8
	令和2年	100.0	56.4	42.8	(25.3)	(74.6)	0.9

(注)1 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

2 学校林は市町村有林とする。

3 構成比()は、不在町者の森林所有者面積の、県内・県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

	総数	1・2齢級	3・4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級	11齢級以上
民有林計	17,836	648	394	602	704	1,490	13,997
人工林	8,121	641	394	537	533	951	5,065
主要樹種	スギ 4,513	501	92	82	99	316	3,424
別面積	ヒノキ 2,082	90	12	102	268	619	990
天然林	9,715	8	0	66	171	539	8,932

(備考) スギ25% ヒノキ11.9% アカマツ6.2% クヌギ1.4%

(注)1 数値は、森林簿による。単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もある。

2 竹林、未立木地を除く。

④ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	経営体数				
1～3ha	0	10～20ha	13	50～100ha	0
3～5ha	13	20～30ha	6	100～500ha	2
5～10ha	21	30～50ha	1	500ha以上	0
				総数	56

(注)1 数値は、2020年世界農林業センサス栃木県統計書による。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
林道	46	62.1	
うち林業専用	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	0	0	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
別表のとおり

(6) 市町村における林業の位置付け

製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	44	1,494	640,017
うち木材・木製品製造業(B)	3	28	-
B/A	6.8%	1.9%	-

(注)1 数値は、「栃木県工業」工業統計調査による。平成30年6月1日現在

2 製造業には、林業は含まれない。

3 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
			うち技能員数	
森林組合	1	56	42	那須町森林組合
生産森林組合	0			
素材生産業	3	6		
製材業	4			
森林管理署	1	1		伊王野森林事務所
合計	9			

(注)1 従業者には、専従の役職員、現場技能員を含む。

2 備考には、区分で示した業種のうち、必要なものについてその業務内容、就業形態等について特記すべき事項を記入する。

3 数値は県所有の資料及び森林組合より。

(8) 林業機械の保有状況

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集材機	0	—	0		0	—	
モノケーブル	0	—	0		0	—	ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	0	—	0		0	—	無線操縦等による木寄機
自走式打機	0	—	0		0	—	リモコン操作による巻き上げ搬器
運材車	0	—	0		0	—	林内作業車
ホイールトラクタ	0	—	0		0	—	主として索引式集材用
動力枝打機	0	—	0		0	—	自動木登式
トラック	0	—	0		0	—	主として運材用のトラック(グラップル付)
チェーンソー	47	—	47		0	—	
刈払機	47	—	47		0	—	
植穴堀機	2	—	2		0	—	
フォークリフト	1	—	1		0	—	
クレーン	1	—	1		0	—	トラッククレーン
グラップルクレーン	3	—	3		0	—	グラップルローダ作業車
計	101	—	101		0	—	
<高性能機械>							
フェラーバンチャ	4	—	3		1	—	伐倒、木揃用の自走式
スキッダ	0	—	0		0	—	索引式集材車両
プロセッサ、グラップルソー	8	—	5		3	—	枝払、玉切、集材用自走機
ハーベスタ	1	—	1		0	—	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	7	—	6		1	—	グラップル付き
タワーヤーダ	0	—	0		0	—	タワー付き集材機
その他	0	—	0		0	—	
計	20	—	15		5	—	

(注) 1 林業機械等の種類は適宜追加する。

2 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 特用林産物の生産概況

	木炭	わさび	生しいたけ		なめこ	まいたけ
			原木	菌床		
生産量	- ^t	0.1 ^t	- ^t	45 ^t	0 ^t	1 ^t

(注) しいたけ(生)の数値は、令和5年度版栃木県森林・林業統計書による。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
R2-1	豊原甲	0.9791ha 人工広葉樹林	無
R3-1	豊原甲	0.9791ha 人工広葉樹林	無
R3-1	豊原甲	0.3755ha 人工広葉樹林	無
R5-1	大和須	2.0409ha 人工針葉樹林	無
R6-1	豊原甲	4.0182ha 人工広葉樹林	無

(注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。
面積は登記面積を記載

(11) その他必要なもの
該当なし